

福祉ネットいつの和 重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業者および事業所の名称等

法人名 一般社団法人福祉ネットいつの和

法人所在地 群馬県高崎市新保町 77 番地 1

法人代表者 代表理事 須田 和也

事業所名 福祉ネットいつの和

事業所所在地 群馬県高崎市緑町 1 丁目 10-9 すとりーむ緑ハイツ B202

事業所管理者 須田 和也

電話番号 027-315-3435

指定番号 1070208028

(2) 事業所の職員体制

管理者：1名、主任介護支援専門員：1名 合計2名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（ただし、12月29日から1月3日を除く）

営業時間 午前9時00分から午後6時00分（ただし、緊急時は通年および24時間対応可能）※時間外連絡先 090-8645-1031（担当 須田和也）

(4) 事業実施地域

高崎市、前橋市、吉岡町、榛東村

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、当事業所の介護支援専門員が、適正な居宅介護支援または介護予防支援を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

① 要介護状態または要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉サービスが多様な事業所から総合的にかつ効果的に提供される

よう配慮します。

- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービスなどが特定の種類または特定の居宅サービスに不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- ④ 障害福祉サービスの利用をしてきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等には、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。
- ⑤ 利用者の必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成します。
- ⑥ 業務を行うに当たっては、介護保険法をはじめとする法令等を遵守し業務を遂行します。

3 居宅介護支援および介護予防支援の提供及び内容

(1) 居宅介護支援および介護予防支援の提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所：当事業所の事務室、利用者の自宅など
- ② 使用する課題分析の種類：MDS-HC方式、全国社会福祉協議会方式及び独自方式（厚生労働省が提示する課題分析標準項目を踏まえた内容）
- ③ サービス担当者会議の開催場所：当事業所の事務室、利用者の自宅、サービス事業所、テレビ電話装置等（オンラインツール）を活用しての開催など

(2) 居宅介護支援および介護予防支援の内容

① 課題分析（アセスメント）の実施

利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

② 居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画または介護予防サービス計画の原案を作成します。

③ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画または介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等とサービス担当者会議を開催し、円滑に居宅サービス等の利用ができるようにします。

④ ケアプラン実施状況の把握・評価（モニタリングの実施）

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の実施状況を把握します。

⑤ 居宅サービス事業者等・医療機関等との連絡調整

居宅サービス計画または介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等や医療機関等との連絡調整を行います。

⑥ 要介護認定または要支援認定の申請に係る援助

要介護認定または要支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑦ 給付管理業務

居宅サービス計画または介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

⑧ 介護保険施設等の紹介

利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

(3) 利用料金

居宅介護支援に関わる利用料金については、(別紙 1)に記載した厚生労働大臣が定める介護報酬の額としますが、原則として法定代理受領となるため、利用者の負担はありません。(交通費についても利用者の負担はありません。)ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、有料となります。

利用料金が有料となった場合、月末締めで前月分の請求をいたしますので毎月 10 日までにお支払い下さい。

4 サービスに関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

居宅介護支援の提供時には、担当する介護支援専門員を決定します。

①介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。この際には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望される事情を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅サービス計画または介護予防サービス計画(ケアプラン)のサービス提供事業者の位置づけにあたっては、介護支援専門員は利用者の希望やサービス利用の必要性に応じて、複数のサービス事業所を紹介し利用を支援します。

また、利用者から介護支援専門員に対して、複数のサービス事業者等の紹介や選定理由の説明を求めることが可能です。

前 6 ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所

介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を別紙にて利用者に説明を行います。

(3) 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合、相談支援事業所等と密接な連携を図ります。

(4) 入院時における医療機関との連携

利用者が病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えて下さい。入院時または退院時に連携を図り、利用者の入退院時等の支援を行います。

(5) ハラスメントへの対応

利用者又はご家族からの介護支援専門員に対する下記 1) および 2) のハラスメント行為（身体的・精神的な暴力、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為）が確認できた場合には、サービスの中断や解除する場合があります。

1) パワーハラスメント（身体的暴力、精神的暴力）

個人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけたり、おとしめたりする行為、暴力的言動

- ① 叩く、殴る、蹴る、つねる、ひっかく、首を絞める、手を払いのける、胸ぐらをつかむ等の暴力
- ② 刃物をちらつかせる、物を投げる、つばを吐きかける
- ③ 脅迫、暴言、怒鳴る、一方的に大声を発する、いきなり奇声を発する
- ④ 名誉を棄損したり、人格を否定したりする
- ⑤ 職員に高圧的な態度で接する
- ⑥ 気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑦ サービス内容に含まれないサービスや理不尽な要求する。利用者家族やペットへの生活支援を強要する。
- ⑧ サービスの状況をのぞき見する。職員にいやがらせをする
- ⑨ 執勤に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的なことに過度に立ち入る
- ⑩ 性別、年齢、家族構成、職種、経験年数などを引き合いに職員の人格を傷つける発言をする
- ⑪ その他上記に準ずるようなもの

2) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- ① 性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
- ② 容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
- ③ 食事やデートへの熱い誘い
- ④ 抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触、ないしその要求
- ⑤ キスや自身の陰部を触らせる等性的な行為、ないしその要求
- ⑥ 必要なく下半身を丸出しにすること
- ⑦ 性的な書面、写真、ビデオ、物品を見せつける、または渡してくること
- ⑧ その他上記に準ずるような性的な言動、卑猥な言動

(6) 身体拘束の禁止

当事業所が作成する居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）で居宅サービス事業所等が提供するサービスにあたっては、利用者の生命または身体を保護するなど、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」）を認めません。また、やむを得ず居宅サービス事業所等が身体拘束を行う場合には、その状況及び期間、その心身の状態ならびに緊急時やむを得ない理由等必要な情報を居宅サービス事業者等へ求め当事業所でも記録します。

(7) 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための対策に努めます。また国及び地方公共団体が講ずる虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた利用者の保護のための施策に協力します。

(8) 感染症の対策

感染症の発生又はまん延防止のため必要な対策を行います。また、業務を継続的に実施または再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(9) 災害発生の対策

災害発生において業務を継続的に実施または再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(10) 実習生受入れについて

福祉人材育成等を行う観点から、当事業所では実習生の受入れを行っています。実習受入時期には、個別に担当する介護支援専門員より同行訪問の可否について相談しますので、ご協力をお願いいたします。

(11) その他お願い

当事業所では、利用者やご家族から金銭、金券、お茶、お菓子、品物等を受け取ることは禁止していますので、これらご用意頂くことはご遠慮下さい。

また、自宅内に犬などペットがいる場合、自宅への訪問の際には、ペットの安全を守るためにもケージに入れる等ご協力ください。職員がペットに噛まれた場合、利用者に治療費等のご相談をさせていただく場合があります。

(12) 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(13) 苦情の受付について

相談・苦情に対する窓口として相談担当者を配置しています。また、担当者が不在でも基本的な事項は責任を持って対応し、必ず担当者に引き継ぐようにします。

苦情受付窓口 一般社団法人福祉ネットいつの和 代表理事 須田和也

受付時間 月曜日から金曜日 9時00分から18時00分

電話番号 027-315-3435 (携帯電話番号 090-8645-1031)

行政機関その他苦情受け付け機関

- ・高崎市介護保険担当課 (027-321-1111)
- ・前橋市介護保険担当課 (027-224-1111)
- ・吉岡町介護保険担当課 (0279-54-3111)
- ・榛東村介護保険担当課 (0279-54-2211)
- ・国民健康保険団体連合会 (027-290-1323)
- ・群馬県社会福祉協議会 (027-255-6033)

(14) 第三者評価の実施について

サービス提供についての第三者評価については、必要に応じて実施します。

※直近での第三者評価の実施はありません。

(別紙1)

福祉ネットいつの和 居宅介護支援 介護報酬表

令和7年6月1日より適用

○居宅介護支援 介護報酬単位(1単位あたり10,420円)

居宅介護支援 I i 1	1,086 単位	要介護 1・2	1月につき
居宅介護支援 I i 2	1,411 単位	要介護 3・4・5	1月につき

○加算等

初回加算	300 単位	1月につき
入院時情報連携加算 I	250 単位	1月につき
入院時情報連携加算 II	200 単位	1月につき
退院退所加算 (I) イ	450 単位	入院、入所中につき1回 ※病院、介護保険施設等の職員から必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受ける場合
退院退所加算 (I) ロ	600 単位	入院、入所中につき1回 ※病院、介護保険施設等の職員から必要な情報提供をカンファレンスにより1回受ける場合
退院退所加算 (II) イ	600 単位	入院、入所中につき1回 ※病院、介護保険施設等の職員から必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受ける場合
退院退所加算 (II) ロ	750 単位	入院、入所中につき1回 ※病院、介護保険施設等の職員から必要な情報提供を2回以上受けており、うち1回はカンファレンスにより情報提供を受ける場合
退院退所加算 (III)	900 単位	入院、入所中につき1回 ※病院、介護保険施設等の職員から必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスにより情報提供を受ける場合
通院時情報連携加算	50 単位	1月につき
緊急時カンファレンス加算	200 単位	月2回を限度
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	1月につき

※1 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて基本報酬を算定する。

(法定代理受理 ※原則として利用者の負担はありません。)

福祉ネットいつの和 介護予防支援 介護報酬表

令和7年6月1日より適用

○介護予防支援 介護報酬単位(1単位あたり10,420円)

介護予防支援Ⅱ	472単位	要支援1・2	1月につき
---------	-------	--------	-------

○加算等

初回加算	300単位	1月につき
------	-------	-------

(法定代理受理 ※原則として利用者の負担はありません。)